

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当下田市は、観光業を基幹産業として発展するとともに、開国の歴史や豊かな自然資源に恵まれた特性を活用し、卸・小売業、サービス業、製造業が栄えてきた。しかしながら、市内事業所の9割以上が中小企業であり、近年の産業の衰退の影響もあり、事業所の多くは設備等の更新が進んでいない状態である。また、人口の年齢構成についても全国と比較すると年少人口及び生産年齢人口の割合は低く、老年人口の割合は高くなっている。

人口減少や少子・高齢化が加速的に進み、労働力人口や国内需要が減少し、安価な海外製品の流入等により国際競争が激しくなる中、市内の産業を支える中小企業を取り巻く経済や社会環境は厳しさを増しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。こうした中、市内の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぐことのできる企業構造を構築することは喫緊の課題である。

したがって、下田市では中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、下記の目標を実現することを目指す。

(2) 目標

当下田市は、下田市総合計画や下田市観光まちづくり推進計画において、中小企業の経営基盤の強化や安定化に向け関係機関と連携を図ることで、中小企業の振興を図り市政を伸展させることを目標としている。よって、認定経営革新等支援機関をはじめとする支援団体との連携を図り、中小企業者の生産性向上を促し、市内中小企業の経営基盤の強化及び経営の継続的な発展を図るため、年3件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定するに当たっては、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当下田市は、建設業、製造業、卸・小売業、サービス業等の多様な業種により地域経済・雇用を支えているため、これらの業種で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当下田市は、市の中心部、周辺市街地、山間地域等の広域に渡り産業基盤が形成されている。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当下田市は、建設業、製造業、卸・小売業、サービス業等の多様な業種・事業により地域経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組を行う中小企業者、反社会的勢力との関係が認められる中小企業者については対象としない。
- ・ 先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、市が必要とした際には計画の進捗状況を報告することとする。